

令和8年4月よりスタート!



送迎保育ステーション事業を 開始します

資料5



送迎保育ステーションとは?

待機児童の解消を目的に行う事業です。

朝、送迎保育ステーション（市立旭・太田こども園）でお子さまをお預かりし、送迎車両で在籍する保育施設まで送り届けます。

夕方、保育施設から送迎車両で送迎保育ステーションまでお子さまを送り届け、お迎えの時間までお預かりします。

1日の流れ

7時15分～8時00分	8時10分	8時50分～	16時30分	17時15分～18時30分
ステーションで預かり	送迎	在籍園※1での保育	送迎	ステーションで預かり

◆日中（8時50分～16時30分）は在籍する保育施設で保育します。

◆朝・夕を送迎保育ステーションでお預かりします。

ステーション所在地	市立 旭・太田こども園（一時保育室）
定員	15名
利用対象者	市内保育施設※1に在籍しており※2・※3 保護者の送迎が困難な子ども
送迎対象施設 （R8.4.1時点） ※すべて認可保育施設（民間）	星光こども園・星光乳児室 ピープル大芝チャイルドスクール 春木カトリック幼稚園
年齢	1歳児クラス以上（R6.4.2生まれ～）
利用料金	無料
ステーション 開所時間※4	朝 7時15分～8時00分 夕方 17時15分～18時30分 ※朝又は夕方の片方だけの利用も可能。
利用申込	岸和田市役所 子育て施設課



※1 送迎対象施設に限る。

※2 1号認定の子ども（教育標準時間認定子ども）は利用できません。

※3 保育必要量が短時間の場合は利用できません。

※4 利用は月曜日～金曜日、保育施設の開所日に限ります。



ご相談ください!

- ・自宅から離れているなど、送迎が難しい保育施設も候補に入れたい
- ・通勤時間の都合で、入所を希望する保育施設に限られる など

送迎保育ステーションのご利用にあたって

送迎保育ステーションのご利用にあたって、事前に以下の内容をご覧ください。

1. 本事業は、ご自宅から離れた保育施設への送迎が困難な市内在住の保護者のための事業です。
2. 送迎保育ステーションは継続的な利用ができる方が対象です。1日だけの利用はできません。
3. 対象となる子どもは、車両による送迎が可能である1歳児クラス～5歳児クラスの子どもです。なお1号認定の子ども、保育必要量が短時間の子どもはご利用できません。
4. ステーション開所時間は、以下のとおりです。朝または夕方の片方だけの利用も可能です。
月曜日～金曜日（朝） 7時15分 ～ 8時00分
（夕方）17時15分 ～ 18時30分
※朝の発車時間は8時10分予定です。それまでに送迎保育ステーションへの送迎をお願いします（ただし、利用子どもの状況により、変更になる場合があります）。
※発車時間に遅れた場合、保護者の方に直接送迎していただきます。
5. 4月1日からの送迎保育ステーション利用を希望される方は、保育所の利用申込みと併せて申込みを行ってください。申込書の提出先は子育て施設課です。
6. 定員を上回る利用申込があった場合は、岸和田市の『利用調整点数表』に基づき選考を行います。選考結果によっては、送迎保育ステーションをご利用いただけません。
7. 送迎保育ステーションの利用が決定した場合、保育施設の面談とは別に送迎保育ステーションでも面談を行いますので、必ず参加してください。
8. 送迎車両には運転手に加え、保育士が添乗します。保育士は保育施設へのお子さまの引渡しと引受け、車内での安全管理を行います。
9. 送迎車両は大型ワンボックスカーです。車内にはチャイルドシート、置き去り防止装置を設置します。
10. ご利用にあたっての主な留意事項は以下のとおりです。
 - ① お子さまの健康状態が悪い時、送迎時間に間に合わなかった時、保育施設の休園日、ならし保育期間中等は、送迎保育ステーションは利用できません。
 - ② お休みをする場合、保育施設と送迎保育ステーションの両方に連絡してください。また、保育施設に直接登園される場合も、送迎保育ステーションに連絡してください。
 - ③ 送迎保育の利用にあたっては、保護者と在籍する保育施設のコミュニケーション確保が重要になります。保育施設の指定する方法で、日頃からコミュニケーション確保にご理解・ご協力ください。
 - ④ 送迎保育ステーションでは、利用者負担額（保育料）や給食費等の金銭や大きな荷物、服薬中の薬等の預かりは一切行いません。保護者自身で、直接保育施設とのやり取りを行ってください。
 - ⑤ 送迎保育ステーションでは、保育施設への取次ぎは行いません。保育施設に連絡事項がある場合は、保育施設の定める方法により、保護者自身で、直接保育施設へご連絡ください。
 - ⑥ 送迎後、子どもの突然の体調不良等でお迎えが必要になった場合、送迎車両の利用ができません。保護者が、直接保育施設にお迎えを行ってください。
 - ⑦ 一定期間利用実績がない場合は、今後の利用意向を確認させていただく場合があります。

さらに詳しい案内を希望される場合は、『岸和田市送迎保育ステーション事業利用案内』をご用意しています。
子育て施設課職員にお問い合わせください！

